議案第3号　参考資料

○都市計画道路の変更（3･4･165　太平中央通ほか1路線）

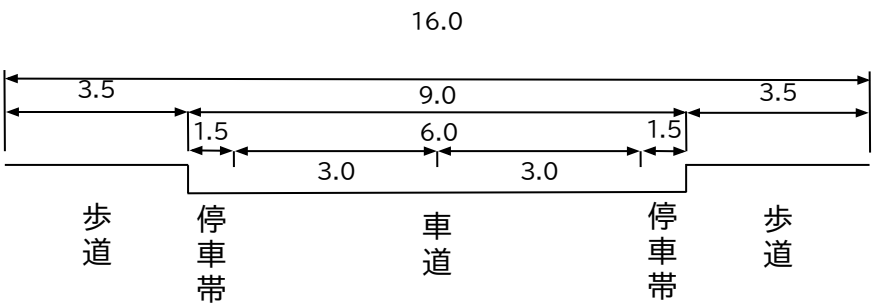



1　都市計画変更の概要

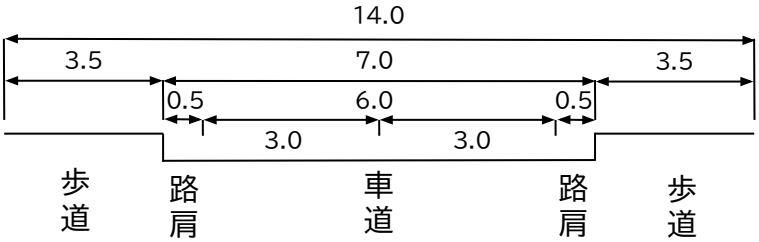
【3･4･165　太平中央通】
○計画幅員の一部変更
変更区間延長：約90m
幅員：16m→14m（幅員構成は以下の通り）

【変更区間】　　単位：m

（旧）

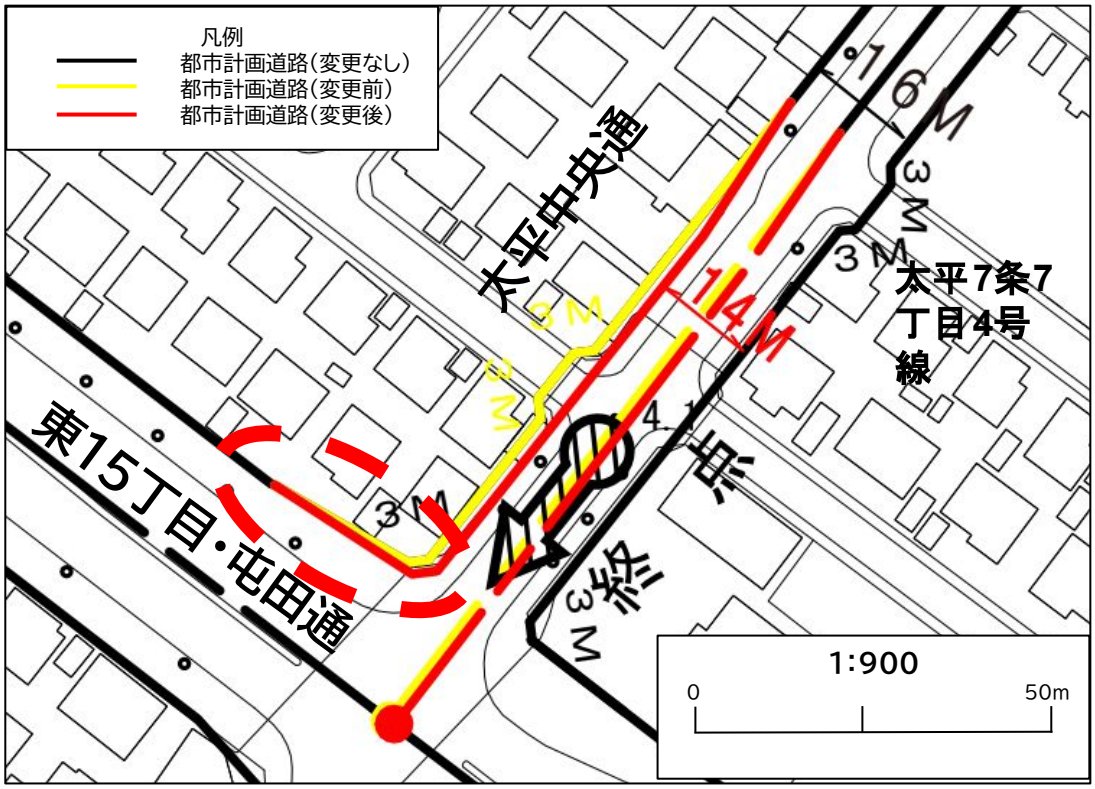



（新）



【3･2･27　東15丁目･屯田通】

○　一部区域の変更（太平中央通との交差部の区域を変更）




2　都市計画変更の経緯（理由）

- 本市では、平成20年3月に都市計画審議会の議論を経て「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、都市計画決定後、長期間整備が行われていない道路について、順次、都市計画の見直しを行っている。
- 太平中央通の未整備区間である「東15丁目･屯田通～太平7条7丁目4号線」については、都市計画決定（平成元年2月27日）から20年以上が経過していること、事業の実施を検討していないことから、都市計画の見直し対象となっている。
- 見直し方針に基づき検討を行ったところ、現況道路区域で道路構造令に基づく最小幅員が確保されていることから、都市計画道路の機能が概ね確保されていると判断し、計画幅員を現況に合わせて変更するものである。
- また、太平中央通の変更に伴い、東15丁目･屯田通の一部区域の変更を行う。

（参考）「札幌市都市計画道路の見直し方針（概要版）」抜粋

